

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「ハッ場ダム定礎式」を開催します

ハッ場ダム工事事務所

ハッ場ダム建設事業に伴うダム堤体の本格的な築造にあたり、関係者各位への謝意を表すとともに、礎石を添えてダムの永久堅固と安泰を祈願するために、「ハッ場ダム定礎式」を下記のとおり開催しますのでお知らせ致します。

※会場の都合により、地元関係の方など招待者及びマスコミ関係者以外のご入場はご遠慮願います。

記

- 1.日 時:平成 29 年 3 月 4 日(土) 9 時 30 分～(受付開始は 8 時 30 分～)
- 2.場 所:ハッ場ダム堤体建設現場左岸天端(別図のとおり)
群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑地先
- 3.主 催:国土交通省関東地方整備局

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [148 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yanba_00000063.html

2. 横須賀地方合同庁舎を含む「新港町のまちなみ」が景観デザイン賞を受賞 ～地域と連携した良好な景観形成を実現～

関東地方整備局
営繕部

関東地方整備局が整備を実施した横須賀地方合同庁舎は、地域の個性豊かな美しい景観づくりへの貢献が評価され、このたび、本庁舎を含む「新港町のまちなみ」として「第 1 回すかまち景観デザイン賞景観デザイン部門市長特別賞」を受賞しましたのでお知らせします。

○(すかまち景観デザイン賞について)

地元関係者で構成される「よこすか都市景観協議会」が市民等から地域の個性豊かな美しい景観づくりに寄与している市内の建築物等を募集、地元関係者と学識経験者で構成される「すかまち景観デザイン賞選考委員会」が審査、受賞作品を選定するものです。

○(新港町における整備局の景観形成への取り組み)

・良好な景観形成を図る観点から、「景観に関する緩やかなガイドライン」※をとりまとめ、市

と景観形成にかかる協議を実施し、市の新港埠頭交流景観形成指針の策定に貢献した。
※外壁のデザイン・色彩、波形の緑地、シンボルツリー、外灯の統一など・そのことにより街
区内の病院等の他の事業主体にも提案し、まちなみづくりをともに進めていった。

○(授賞式)

授賞式は、以下のとおり行われました。

日時:平成 29 年 2 月 12 日(日) 13 時 30 分～14 時 15 分

場所:ヴェルクよこすか 6 階ホール(横須賀市日の出町 1-5)

国土交通省では、今後とも地方公共団体等の関係機関と連携を図り、地域のまちづくりに貢
献する施設整備を進めてまいります。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [466 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/eizen_0000022.html

3. 国道 17 号 上武道路 平成 29 年 3 月 19 日(日)16 時 30 分に開通 【(主)前橋赤城線～国道 17 号田口町南交差点間 3.5 キロメートル】

関東地方整備局
高崎河川国道事務所

このたび、国道 17 号上武道路の(主)前橋赤城線(前橋市上細井町)から国道 17 号田口
町南交差点(同市田口町)の開通時刻が決まりましたのでお知らせします。

○開通日※:平成 29 年 3 月 19 日(日)

○開通時刻:16 時 30 分

※開通日については平成 29 年 2 月 3 日に記者発表しています。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_00000294.html

<開通区間の概要>

【開通区間】

国道 17 号 上武道路

(主)前橋赤城線～国道 17 号田口町南交差点間

【延長】3.5 キロメートル

【車線数】暫定 2 車線

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [568 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_00000296.html

4. 「みなとオアシス横浜港」が新規登録されます ～横浜港大さん橋を核としたみなとの活性化に向けて～

関東地方整備局
横浜市港湾局
横浜港振興協会・神奈川
新聞社・ハリマビシステム共同事業体

「みなとオアシス」は、地域住民の交流や観光振興を通じて地域の活性化に資するみなとを核としたまちづくりを促進するため、地域による取り組みが継続的に行われる施設として国から登録される制度です。

急増する訪日クルーズ旅客の受け入れなど新たなニーズに対応を図るため本制度の見直しが行われ、平成 29 年 2 月 1 日に国土交通省港湾局において新たに「みなとオアシス運営要綱」が策定されました。

今般、本要綱に基づく新規登録第 1 号として、大さん橋国際客船ターミナルを代表施設とする「みなとオアシス横浜港」が 2 月 16 日に登録されました。

また、「みなとオアシス横浜港」登録後、初の大規模なイベントとして、2 月 18 日～19 日には大さん橋岸壁を出店エリアとした「横浜港大さん橋マルシェ」が開催されました。

今後もみなとオアシスとしての登録を契機として、関係者一丸となって、岸壁を含む大さん橋ふ頭全体における各種イベントや、継続的な地域振興の取り組みに対する活動支援など、安全性を第一に、公益性を確保しつつ、取組を進めて参ります。

【今後開催を予定しているイベント】

- 平成 29 年 2 月 18 日～19 日 横浜港大さん橋マルシェ(第 1 回)
- 平成 29 年 3 月 11 日～12 日 横浜港大さん橋マルシェ(第 2 回)
- 平成 29 年 3 月 11 日 大さん橋 Fishing Challenge

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [525 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_00000204.html

5. 南本牧ふ頭連絡臨港道路の名称が決定しました！

京浜港湾事務所

関東地方整備局京浜港湾事務所では、平成29年3月4日(土)に開通予定の南本牧ふ頭連絡臨港道路(仮称)の名称について、昨年9月29日から一般公募を行ったところ。その結果、1,257件の応募を頂き、先般、関係者からなる南本牧ふ頭連絡臨港道路名称選定委員会を設置し、選定したところ、下記のとおり「南本牧はま道路」の名称に決定しましたので、お知らせいたします。

また、平成29年2月27日(月)に、名称当選者の表彰式を開催しますので、ご案内いたします。

1. 名称:南本牧はま道路(みなみほんもくはまどうろ) (本文資料(PDF)別紙-1 参照)
名称当選者 関口奈々さん(横浜市立篠原中学校1年)
2. 日程:表彰式平成29年2月27日(月) 15時20分~15時40分
3. 式会場:関東地方整備局港湾空港部
(横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎14階 141会議室)
4. 取材申込方法:添付の「取材申込書」を参照して下さい
5. その他:南本牧ふ頭連絡臨港道路名称選定委員会委員名簿
(本文資料(PDF)別紙-2 参照)

※本道路の開通日時等につきましては、平成28年9月9日と本年2月3日に記者発表しております。(http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/keihin-p_0000026.html)

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [455 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000189.html

6. 昼・夜の荒川を体験する防災イベント『荒川ライトアップ2017』を開催します ～防災の第一歩は、水辺に集い親しむことから～

荒川下流河川事務所

荒川の河川敷には、大震災時の避難場所に指定されている場所があります。何時起こるか分からない大規模災害に備え、避難場所を確認し、あわせて様々な災害体験をしてみませんか。

夕方からは、日頃、余り見ることが出来ないライトアップした「夜の荒川」をご覧ください。

日時:平成29年3月11日(土) 13時30分～20時00分(予定)

会場:足立区都市農業公園前河川敷

北区岩淵リバーステーション

※イベントの内容は添付のチラシをご覧ください

イベントの詳細は、後日荒川下流河川事務所ホームページに掲載します。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00520.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1431 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000189.html

7. 地域インフラサポートプラン2016 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。

(現在、65名の技術者を紹介中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」を閣議決定

近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、安定的な海上輸送の確保等を一層推進するため、[1]準日本船舶の範囲の拡大、[2]先進船舶の導入等の促進、[3]船員の労働環境の改善や船舶運航の安全確保等の措置を講ずる「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

1. 背景

近年、中国経済の減速、船腹過剰等を背景とする歴史的な国際海運市況の低迷や、我が国の重要なシーレーンをめぐる情勢の変化等、海上運送事業を取り巻く社会経済情勢が急激に変化しています。このため、安定的な海上輸送の確保、我が国海事産業の活性化及び国際競争力の強化並びにこれらを通じた地方創生の実現を図る必要があります。

2. 概要

(1) 海上運送法の一部改正

[1] 準日本船舶の範囲の拡大

準日本船舶（※）の認定対象として、日本の船主の海外子会社保有船を追加することとします。

（※）災害時等に迅速に日本籍化されることについて大臣認定を受けた船舶

[2] 先進船舶の導入等の促進

海上運送事業者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた先進船舶の導入等を促進するための計画認定制度を創設することとします。

(2) 船員法の一部改正

「二千六年の海上の労働に関する条約」等が改正されたことを踏まえ、船員の労働環境等の検査に関する海上労働証書の検査項目の追加等を図るほか、天然ガス燃料船等に乗り組む船員の資格を創設することとします。

3. 閣議決定日：平成29年2月3日（金）

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[要綱](#)（PDF形式）

[案文・理由](#)（PDF形式）

[新旧対照表](#)（PDF形式）

[参照条文](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji02_hh_000215.html

2. 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定

民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者※の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

※ 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者


1. 背景


住宅確保要配慮者については、例えば単身高齢者について今後10年間で100万世帯の増加が見込まれるなど、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっています。一方、住宅ストックの状況については、空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、こうした空き家等の有効活用が課題となっております。このため、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があります。


2. 概要


- (1) 地方公共団体による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定
 - (2) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
 - [1] 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設
 - [2] 登録住宅の情報開示・賃貸人の監督
 - [3] 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構の融資対象に追加
 - (3) 住宅確保要配慮者の入居円滑化
 - [1] 住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援する活動を公正かつ適確に行うことができる法人を居住支援法人として指定すること
 - [2] 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付※を推進するための措置を講ずること
- ※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと
- [3] 適正に家賃債務保証を行う業者について住宅金融支援機構による保険の引き受けを可能とすること


添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[概要](#) (PDF 形式) 

[要綱](#) (PDF 形式) 

[法律案・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧対照表](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005231.html

3. 「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

～洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します！～

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化しています。平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った台風10号等の一連の台風では、住民の逃げ遅れや家屋の浸水により甚大な被害が発生しました。

このため、国土交通省では一昨年来、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト一体となった対策により社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を進めて参りましたが、この取組をさらに加速し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するための抜本的な対策を講ずることとします。

2. 改正案の概要

(1) 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

○地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設。

大規模氾濫減災協議会の設置率：約37%（134/367協議会）（2016年12月）

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現。

○地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設。

○洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その管

理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化。

避難確保計画の作成・避難訓練の実施率：約 2%（716/31,208 施設）（2016 年 3 月）

⇒ 関係機関と連携し、2021 年までに 100%を実現。

（2）「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用


○高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度を創設。


○民間事業者による水防活動の円滑化を図るため、水防活動を委託された民間事業者が、緊急時に他人の土地を通過すること等を可能に。

○輪中堤防等の洪水氾濫による浸水の拡大を抑制する土地を保全する制度を創設。


添付資料


[報道発表資料](#)（PDF 形式：155KB）

[概要](#)（PDF 形式：573KB）

[要綱](#)（PDF 形式：100KB）

[法律案・理由](#)（PDF 形式：163KB）

[新旧対照表](#)（PDF 形式：239KB）

[参照条文](#)（PDF 形式：404KB）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000017.html

4. 「都市緑地法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

～都市の緑空間の保全・活用によって潤いのある豊かなまちづくりを推進します～

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するための「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、関係法律を一括して改正し、必要な施策を総合的に講じます。

2. 概要

(1) 都市公園の再生・活性化（都市公園法及び都市開発資金の貸付けに関する法律関係）

- [1] 都市公園において保育所等の社会福祉施設の占用を可能とすること
- [2] 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- [3] [2]の制度に基づく施設整備への都市開発資金の貸付け
- [4] P F I 事業に係る公園施設の設置管理許可期間の延伸（10年から30年に）
- [5] 公園運営に関する協議会の設置
- [6] 都市公園の維持修繕に関する技術的基準の策定

(2) 緑地・広場の創出（都市緑地法関係）


- [1] 市民緑地設置管理計画の認定制度の創設
- [2] 緑地保全・緑化推進法人（緑地管理機構からの名称変更）の指定権者の見直し（知事から市区町村長に）、指定対象の追加（まちづくり会社等）
- [3] 緑の基本計画の記載事項の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全の方針）


(3) 都市農地の保全・活用（生産緑地法、都市計画法及び建築基準法関係）


- [1] 生産緑地地区の一律 500 m²の面積要件の緩和
（一律 500 m²から条例で引下げ可能に）
- [2] 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能とすること
- [3] 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期
（30年経過後は10年ごとに延長可）
- [4] 田園住居地域の創設（用途地域の追加）


添付資料

[概要](#)（PDF形式）

[要綱](#)（PDF形式）

[案文・理由](#)（PDF形式）

[新旧対照表](#)（PDF形式）

[参照条文](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000104.html

◆◆地域の動き◆◆

立地適正化計画について

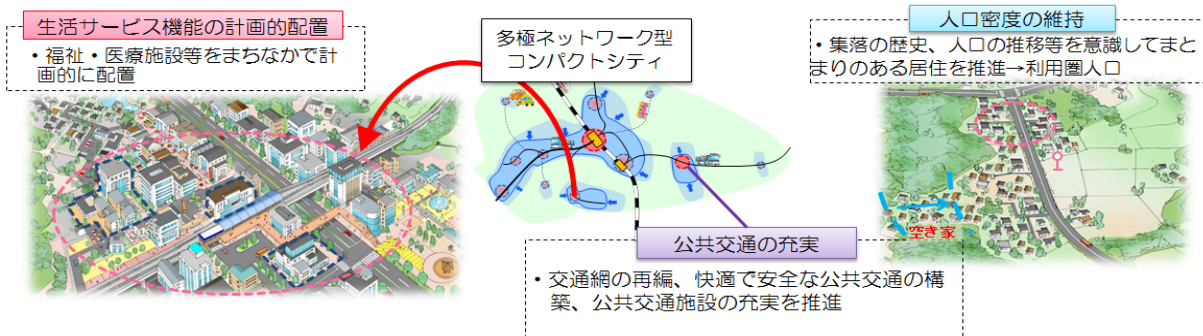
関東地方整備局 建政部 都市整備課

1. 概要（立地適正化計画の必要性）

我が国では人口減少や少子高齢化の進展により、拡散した市街地のままでは、一定の人口集積が必要となる生活サービス機能を維持し続けることが困難となることが懸念される。

そのため、子育て世代や高齢者が安心できる生活環境、持続可能な地域経済圏の実現、まちの賑わいを創出するため、都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティを推進しております。

コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）は、人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、計画作成への支援、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除去等への支援を行うことにより、集約都市型の都市構造の形成を推進するものです。



法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内（まちなか）への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **税制**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

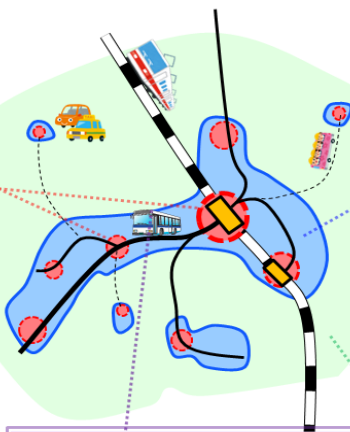
- ・公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・協定を締結した跡地の適正管理を支援 **予算**



公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- ・都市圏隣接誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設整備支援 **予算**

※下線は法律に規定するもの

2. 関東地方整備局管内の取組状況

現在、関東地方整備局管内において、立地適正化計画の作成に取り組んでいるところは、平成 28 年 12 月末時点で、74 都市（表－1）となっており、平成 29 年 2 月 1 日に、管内で初の立地適正化計画を埼玉県毛呂山町が策定しました。

○埼玉県毛呂山町都市計画マスタープラン（改定版）及び毛呂山町立地適正化計画の公表

<http://www.town.moroyama.saitama.jp/www/contents/1481162466159/index.html>

表 - 1

都県名	自治体名
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、下妻市、高萩市、取手市、牛久市、つくば市、坂東市、境町
栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、芳賀町
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、吉岡町、明和町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、川越市、本庄市、春日部市、深谷市、戸田市、志木市、坂戸市、毛呂山町、越生町、小川町、鳩山町、寄居町
千葉県	松戸市、成田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、酒々井町
東京都	日野市、福生市
神奈川県	相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、秦野市、大和市
山梨県	山梨市、大月市、笛吹市、上野原市
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、駒ヶ根市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市

3. 平成 29 年度の制度改正

実効性ある立地適正化計画の作成の推進のため、平成 29 年度より、立地適正化計画の支援対象は、「立地適正化計画に持続可能な都市としてどのような姿を目指すのかを記載するとともに、定量的な目標値を記載し、それにより期待される効果を定量化して計画と合わせて公表するもの」との要件化がなされる予定です。

4. おわりに

関東地方整備局では、立地適正化計画の推進のためワンストップ窓口を設け相談等の対応を行っております。また、出前講座を開設し講師の派遣を行い立地適正化計画の普及を行っております。詳しくは、国土交通省及び関東地方整備局ホームページをご覧ください。

○ワンストップ窓口

http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

○出前講座

<http://www.ktr.mlit.go.jp/soshiki/soshiki00000039.html>